

# 大豆共済について

備えの種をまこう。

もしもに備え、大豆共済のご加入で経営安定を図りましょう。  
畑作物の直接支払交付金の交付対象者であれば、補償金額を大幅にアップすることができます。  
また、減収した場合の理由を大豆共済の被害申請により証明できます。

## 対象となる災害

自然災害や病虫害、鳥獣害、火災による大豆の減収を補償

## 加入資格

大豆を5アール以上栽培  
(栽培する全ての耕地を対象。ただし、枝豆等の未成熟で収穫されるものは除く)

## 補償期間

発芽期(移植期)～ 通常の収穫期 (圃場より搬出するまで)

## 加入方式の選択

●以下の4つの加入方式からお選びいただけます。

### 全相殺方式(9割、8割、7割補償)

#### 農家ごとの補償【おすすめ】

おおむね全量をJA等に出荷し、収量を伝票で把握できる農家が対象。過去の出荷データを基に基準収穫量(注1)を設定し、全耕地の増減収量を相殺した結果、減収量が基準収穫量の1割～3割(選択された補償割合に応じた割合)を超えた場合に共済金をお支払いします。(注1) 基準収穫量：平年の収量を意味します

### 半相殺方式(8割、7割、6割補償)

#### 農家ごとの補償

被害耕地の減収量の合計が、総基準収穫量の2割～4割(選択された補償割合に応じた割合)を超えるときに共済金をお支払いします。※無被害(増収)耕地は基準収穫量のままとします。

### 一筆方式(7割補償)

#### 耕地ごとの補償(令和4年産より廃止)

被害耕地ごとに、減収量が基準収穫量の3割を超えるときに共済金をお支払いします。

### 地域インデックス方式(9割、8割、7割補償)

#### 農家ごとの補償

地域の過去5カ年の統計単収の中庸3カ年平均を用いて基準収穫量を設定し、当年の統計データによる収穫量が、基準収穫量の1割～3割(選択された補償割合に応じた割合)を超えるときに共済金をお支払いします。

## 補償単価(1kg当り共済金額)

### 1kg当り共済金額(農家の選択)

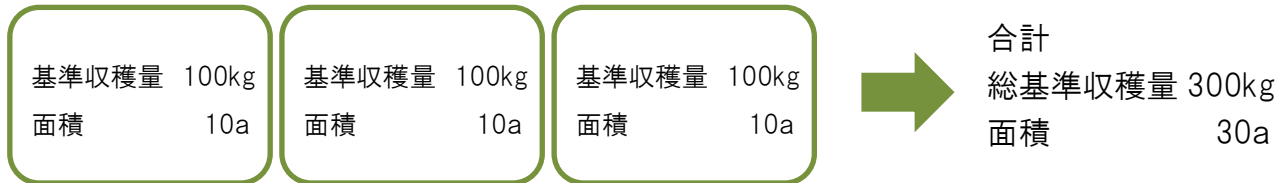
		1kg当り共済金額(農家の選択)					
1類及び6類,7類 (乾燥子実で、かつ、黒大豆以外の品種)	一大般豆	畑作物の	328円	295円	262円	230円	197円
		直接支払交付対象者	165円	149円	132円	116円	99円
		非対象者	165円	149円	132円	116円	99円
	種子用大豆		475円	428円	380円	333円	285円
3類及び6類,7類	丹波黒以外の黒大豆		225円	203円	180円	158円	135円
6類及び7類	丹波黒		492円	443円	394円	344円	295円

※種子用大豆は種子生産圃場の指定を受けた大豆が対象となります。

※6類及び7類は地域インデックス方式。(田で栽培：6類、畑で栽培：7類)

# 補償金額（共済金額）と共済掛金の比較

例) 3つの耕地を所有し、総基準収穫量300kg、面積30aの場合（白大豆）



引受方式		全相殺方式	半相殺方式	一筆方式	地域インデックス方式 (6類)	地域インデックス方式 (7類)
補償割合		9割	8割	7割	9割	9割
1kg当たり共済金額	交付対象者	328円 の場合				
	非対象者	165円 の場合				
引受収量 <small>〔基準収穫量×補償割合〕</small>		270kg	240kg	1耕地 70kg (計 210kg)	270kg	270kg
補償金額(共済金額) <small>〔引受収量×1kg当たり共済金額〕</small>	交付対象者	88,560円	78,720円	1耕地 22,960円 (計 68,880円)	88,560円	88,560円
	非対象者	44,550円	39,600円	1耕地 11,550円 (計 34,650円)	44,550円	44,550円
共済掛金率（新規加入の場合）		23.05%	15.29%	13.68%	5.44%	8.06%
農家負担掛金 <small>〔共済金額×掛金率－国庫負担※注1〕</small>	交付対象者	9,186円	5,417円	4,241円	2,168円	3,212円
	非対象者	4,621円	2,725円	2,133円	1,091円	1,616円

※ 注1 共済掛金のうち国が半分以上(55%)負担しますので、少ない掛金で大きな補償となります。

※ 令和1年産から、個人の損害率によって段階的に掛金率を設定する**危険段階別共済掛金率**を導入しています。例では新規に加入した場合の掛金率で計算しています。地域インデックス方式の共済掛金率は山口市の掛金率を用いて計算しています。

※ 上記掛金に事務費賦課金が加算されます。(10a当り 135円)

## 共済金の支払

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

$$\text{共済金} = \text{1kg当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

※畑作物の直接支払交付金の交付を受ける方については、営農継続支払に相当する額が数量払に相当する額よりも多い場合は、営農継続支払と数量払の差に相当する額を控除するよう減収量を調整して共済金を算定します。

\* 共済減収量は、引受方式ごとに異なります。

- 全相殺方式：農家ごとの共済事故により減収した量と増収した量を相殺した減収量の合計（出荷数量等調査により把握した生産量）が、基準収穫量の1割～3割を超えた数量（kg）
- 半相殺方式：農家ごとの共済事故により減収した量の合計が、基準収穫量の2割～4割を超えた数量（kg）
- 一筆方式：耕地ごとの共済事故により減収した量が、基準収穫量の3割を超えた数量（kg）
- 地域インデックス方式：(基準単収－当該年産の統計単収)×面積が、基準収穫量の1割～3割を超えた数量（kg）

• 損害評価

損害評価は、組員からの損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める畑作物共済損害認定準則及び畑作物共済損害評価要綱等に基づいて耕地ごと組員ごとに現地調査を行います。

詳しいお問い合わせは

山口県農業共済組合

本所（吉山） TEL 083-972-7500  
厚狭地区支所 TEL 0836-41-0002  
阿東支所 TEL 083-957-0021  
阿武萩支所 TEL 0838-25-1550  
阿北出張所 TEL 08387-6-2730

東部総合支所 TEL 0827-84-0041  
田布施支所 TEL 0820-52-5196  
周南支所 TEL 0834-34-1201

西部総合支所 TEL 083-772-2211  
長門支所 TEL 0837-37-4100  
美祢支所 TEL 0837-62-1077